

議第 22 号

高山市私立学校教育助成に関する条例の一部を改正する条例について

高山市私立学校教育助成に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 7 年 2 月 26 日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

私立学校法の改正に伴い改正しようとする。

高山市私立学校教育助成に関する条例の一部を改正する条例

高山市私立学校教育助成に関する条例（昭和41年高山市条例第17号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市に設置されている学校法人に対し、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）<u>第59条</u>の規定による教育助成を行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この条例は、本市に設置されている学校法人に対し、私立学校法（昭和24年法律第270号。以下「法」という。）<u>第132条</u>の規定による教育助成を行うために必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。